

# 電子処方箋

を導入いただいている薬局・薬剤師の皆様へ

- **電子処方箋も、紙の処方箋と同様に、関係法令（※）に基づき、薬局の責任において、調剤済み電子処方箋データの保存義務があります。**

（※） 薬剤師法・e-文書法・e-文書法厚生労働省令・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則・生活保護法等

- 紙の処方箋が調剤済みとなった際、関係法令に基づき、3年又は5年の間、保存する必要がありますが、調剤済みの電子処方箋も同様です。

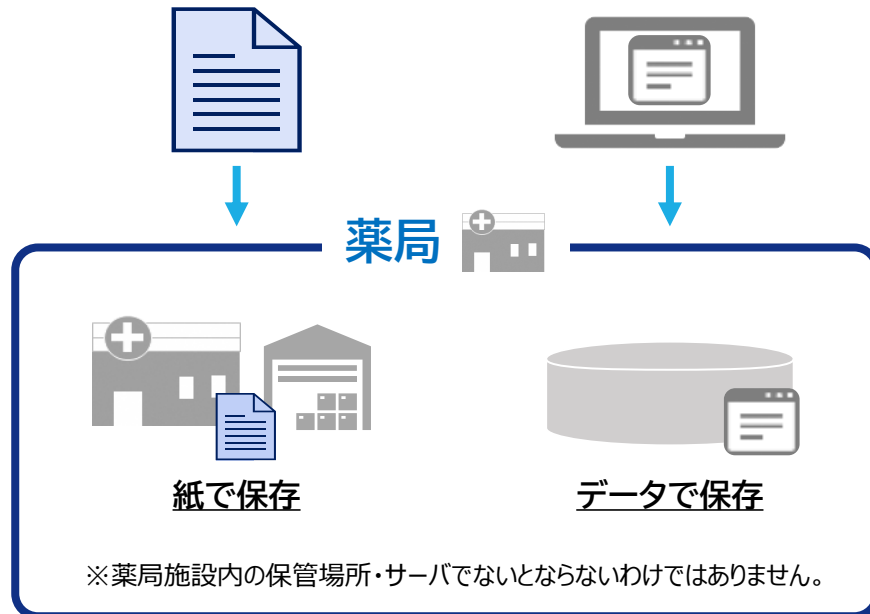
**薬局において、調剤済み電子処方箋が適切に保存されているかご確認ください。**

（注）電子処方箋管理サービス上にも、薬局から登録された電子ファイルが調剤結果情報として100日間保存されますが、この電子ファイルは、支払基金・国保中央会が提供している保存サービスを利用する場合を除き、調剤結果登録日から100日を経過すると削除されます。

調剤済みの紙処方箋

調剤済みの電子処方箋\*

（\*）調剤済み電子処方箋とは、電子処方箋の調剤結果登録を行った後に電子処方箋管理サービスから返却される「調剤済み電子処方箋ファイル」のことをいう。



調剤済みの電子処方箋については、  
以下のような保存方法などが想定されます。

- ① 薬局内のサーバ・薬局が適切に委託する外部サーバで保存
- ② 薬局システム事業者が提供するサービスを利用
- ③ 支払基金・国保中央会の提供している調剤済み処方箋の保存サービスを利用  
(100日を超えて、5年間保存する有償の希望制サービス)

## 「調剤済み処方箋の保存サービス」の概要

# 「調剤済み処方箋の保存サービス」のご案内

- ✓ 調剤済み電子処方箋の保存義務に対応  
(原本としても取扱い可能)
- ✓ 電子処方箋管理サービスと同じセキュリティ水準
- ✓ 災害時等に備えたバックアップとしても利用可能
- ✓ 年2,500円の希望制の有償サービス

※別途、薬局システムにおいて、保存サービスの利用が可能とする改修が必要です。

どちらも5年間保存が可能



調剤済み電子処方箋



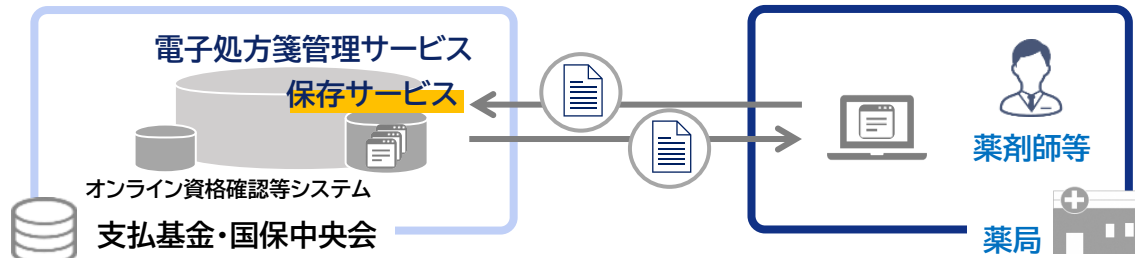
調剤結果情報  
(紙の処方箋に対する調剤結果)

## サービス概要

電子処方箋により調剤を行った場合、電子処方箋管理サービスから返還される「調剤済み処方箋」データを保管する必要があります。「調剤済み処方箋の保存サービス」では、返還されるデータを電子処方箋管理サービスに5年間保存できる希望制の有償サービスです。

### ① 調剤結果の保存

電子処方箋だけでなく、紙の処方箋の調剤結果も保存可能です。



### ② 保存した調剤結果の取得

保存したデータは原本として扱うことができ、  
監査等の際に取り出すことも可能です。(電子処方箋の場合)

## ▼ 詳細情報、利用申請はこちら

医療機関等向け総合ポータルサイトから



または

調剤済み処方箋保存サービス 利用申請

検索

# 「調剤済み処方箋の保存サービス」のメリット

## 電子処方箋導入に伴って、こんなお悩みありませんか？

電子化が進むにしたがって、サイバー攻撃リスクへの対応が求められているが、不安が残る…



サイバー攻撃だけでなく、何らかのトラブルで薬局からデータが消失してしまうことが心配



調剤済み電子処方箋の保存のために、容量の都合上、新しくサーバーを用意しなくてはならない状況…

## 本保存サービスについてもこんな疑問はありませんか？

保管したデータは監査等に使えるの？



どのくらい保管してくれるの？



利用料は高くないの？



紙の処方箋と、その調剤結果情報の取扱いは？



## ご安心ください！

- **電子処方箋管理サービスと同じセキュリティ水準**となっています。  
(厚生労働省による「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など3省2ガイドラインをはじめ、各種政府ガイドラインに準拠しています。)
- さらに、データをクラウド上に保管し、サイバー攻撃や災害時等に備えた対策を講じています。
- なお、万が一、災害時等に薬局から情報が失われてしまった場合に備え、**バックアップ機能としてご利用いただくことも可能**です。
  - ・調剤済み電子処方箋の場合、保存サービスに保存されている情報を調剤済み処方箋(原本)として取り扱うことが可能です。
  - ・紙の処方箋の場合には、保存サービスに保存されている調剤結果情報を消失・利用不可となった紙の処方箋の代わりに原本として取り扱うことはできませんが、保存サービスに保存されている情報を取り出して参照確認することが可能です。
- 保存サービスをご利用いただくことで、**薬局のシステムのデータ容量にも余裕を持たせることが可能です**。  
(仮に電子処方箋を年間3万枚受け付けた場合、5年で約17GB分の容量が節約可能です。)
- 調剤済み電子処方箋について、薬局のシステムに保存されているものでも、保存サービスに保存したものでも、どちらも関係法令上、保存が必要な「調剤済み処方箋」として取扱い可能です。  
したがって**保存サービスに保存したものでも監査等にご利用いただけます**。
- 保存サービスには、(解約等をしない限り、)**5年間保存されます**。
- **年間2,500円**としております。  
年に1回、社会保険分の調剤報酬支払額から控除されます。
- **紙の処方箋に対する調剤結果情報も、保存サービスに保存することが可能です**。
- なお、紙の処方箋に基づいて調剤を行い、調剤済みとなった場合は、調剤済み処方箋の保存サービスの利用有無を問わず、従来どおり、紙の処方箋を関係法令上の「調剤済み処方箋」として取り扱いますので、紙の処方箋の保管が必要となります。

# 「調剤済み処方箋の保存サービス」のメリット

本保存サービスについてもこんな疑問はありませんか？



薬局で引き続きデータの保管をするつもりだが、  
そのバックアップとして活用できるのか？

ご安心ください！

- **バックアップとしてのご利用も可能です。**  
保存サービスを利用する場合、  
パターン①: 薬局で保存する調剤済み電子処方箋を原本とし、保存サービスに保存されているものをバックアップとして取り扱う  
パターン②: 保存サービスに保存されている調剤済み電子処方箋を原本とし、薬局で保存するものをバックアップとして取り扱う  
パターン③: 保存サービスに保存されている調剤済み電子処方箋を原本とし、薬局ではバックアップを保存しない  
の3パターンでご活用いただけます。

## 電子処方箋について、保存サービスを利用する場合



電子処方箋  
管理サービス  
(保存サービス)

パターン①	電子原本	例: 5年間保存	バックアップ	5年間保存
パターン②	バックアップ		電子原本	5年間保存
パターン③	バックアップ	保存サービスのみに保存 必要に応じ取得	電子原本	5年間保存

※ 保存サービスの利用に当たっては、電子処方箋管理サービスの機能の1つであることから、電子処方箋の利用申請をされていることが前提であり、また、**薬局のシステムにおいて保存サービスの利用が可能とする改修が必要**です。  
詳しくは電子処方箋を導入されたシステム事業者にご確認ください。

その他、保存サービスに関して、よくあるご質問は以下のページに掲載しておりますので御覧ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011651](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011651)



**「調剤済み処方箋の保存サービス」のご利用をぜひご検討ください！**